

(食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針の一部改正)

第十一条 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針
(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。） 、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。） 、基準該当短期入所（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。） 、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十三条及び第百六十三条の二に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。） 、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百七十二条及び第百七十二条の二に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、<u>指定就労選択支援事業所（指定障害福祉サービス基準第百七十三条の三第一項に規定する指定就労選択支援事業所をいう。）</u>、指定就労移行支援事業所（</p>	<p>一 適正な手続の確保</p> <p>指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。） 、基準該当生活介護（指定障害福祉サービス基準第九十四条及び第九十四条の二に規定する基準該当生活介護をいう。）の事業を行う事業所、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。） 、基準該当短期入所（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する基準該当短期入所をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。） 、基準該当指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十三条及び第百六十三条の二に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。）の事業を行う事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。） 、基準該当自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百七十二条及び第百七十二条の二に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）をいう。）の事業を行う事業所、<u>指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第百七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。）</u>、指定就労継続支援A型事業所（指定</p>

指定障害福祉サービス基準第七十五条第一項に規定する指定就労支援事業所をいう。)、指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所(指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。)及び指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)(以下「事業所等」と総称する。)における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ (略)

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二十四項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から文書により同意を得ること。

ハ (略)

二 (略)

障害福祉サービス基準第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。)、指定就労継続支援B型(指定障害福祉サービス基準第九十八条に規定する指定就労継続支援B型をいう。)の事業を行う事業所、基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス事業所(指定障害福祉サービス基準第二百二十条第一項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所をいう。)及び指定障害者支援施設等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)(以下「事業所等」と総称する。)における食事の提供、滞在の提供及び居室の提供に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

イ (略)

ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等(法第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)から文書により同意を得ること。

ハ (略)

二 (略)